

第三者による教材類の利用について

第三者による教材類（シラバス、テキスト、ティーチングノート）の利用は、以下の範囲で許諾することとします。利用者が教材類を利用した場合には、以下に定める条件を承諾したものとみなします。

1)教材類は、地理空間情報の活用を推進するため、それを担う人材を育成することを目的に作成されたものであり、その目的に沿って利用して下さい。

2)教材類は、その利用から売上げや利益を上げることがない限り、教育機関、地方公共団体、企業、個人その他いかなる組織においても利用することができます。

（注）売上げや利益を上げることがないとは、当該研修事業の運営にとって必要となる最小限度の費用を徴収する場合も含まれます。

3)利用者は教材類および教材類を改編して作成した創作物を販売し、かかる教材類を商品化する等して利益を取得することは許容されません。

4)教材類利用の際は、出典を以下のように明記するものとします。

出典：「国土交通省 GIS 活用人材育成プログラム」

5)地域の実情を反映させる等を目的に教材類の改編を行う場合、以下の条件を満たす場合のみ利用できるものとします。

- ・教材類としての同一性を損なわないことを前提に、原著部分を主、改編部分が従となる範囲の改編に留めて下さい（具体的には、少なくとも改編部分の枚数が原著部分の枚数を超えないこと、原著のシラバスに記載された学習目標が達成される範囲に留めること等）。
- ・改編部分とオリジナルを教材類上でわかるように区別して下さい（具体的には、改編ページに改編者のコピーライトを入れる等）。
- ・営利活動の広告・宣伝・勧誘行為を目的として教材類を改編することは許容されません。

【免責事項】

- ・利用者は、教材類の利用に起因して、他の利用者等からクレーム等を受け、または利用者等に対してクレーム等が発生した場合には、自己の責任と費用で、これらのクレーム等に対応するものとし、国に一切迷惑または損害を与えないものとします。
- ・国は、いかなる場合であっても、教材類の利用に伴い発生したいかなる損害について、利用者、著作権者に対して一切責任を負わないものとします。